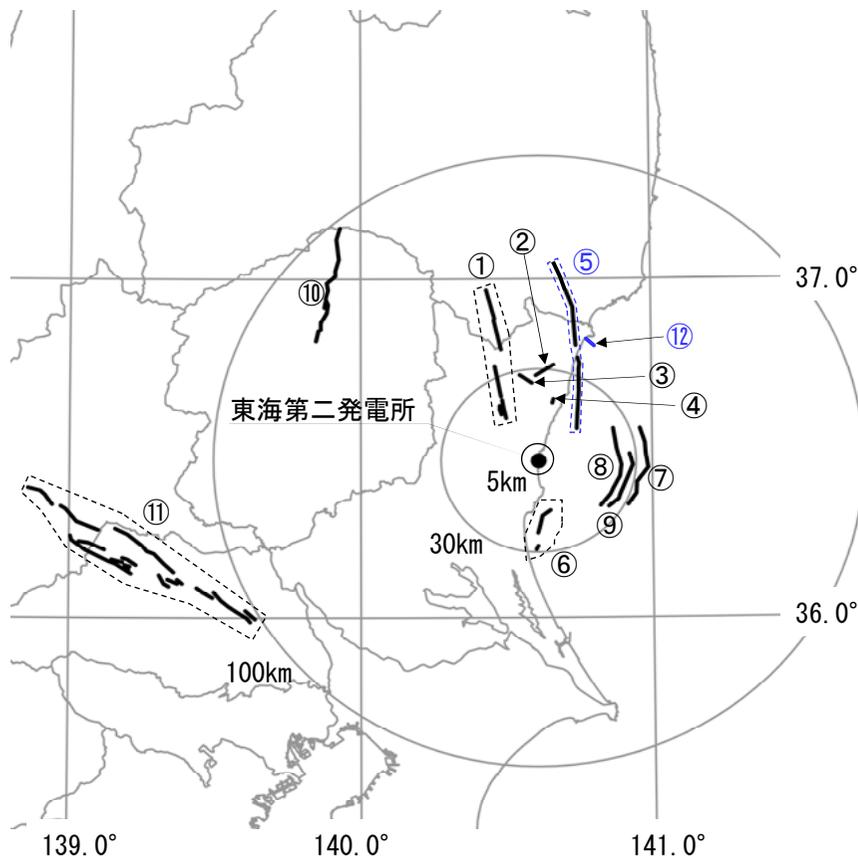

東海第二発電所
敷地周辺及び近傍の地質・地質構造の審査状況について

平成28年5月26日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 断層評価結果(概要)



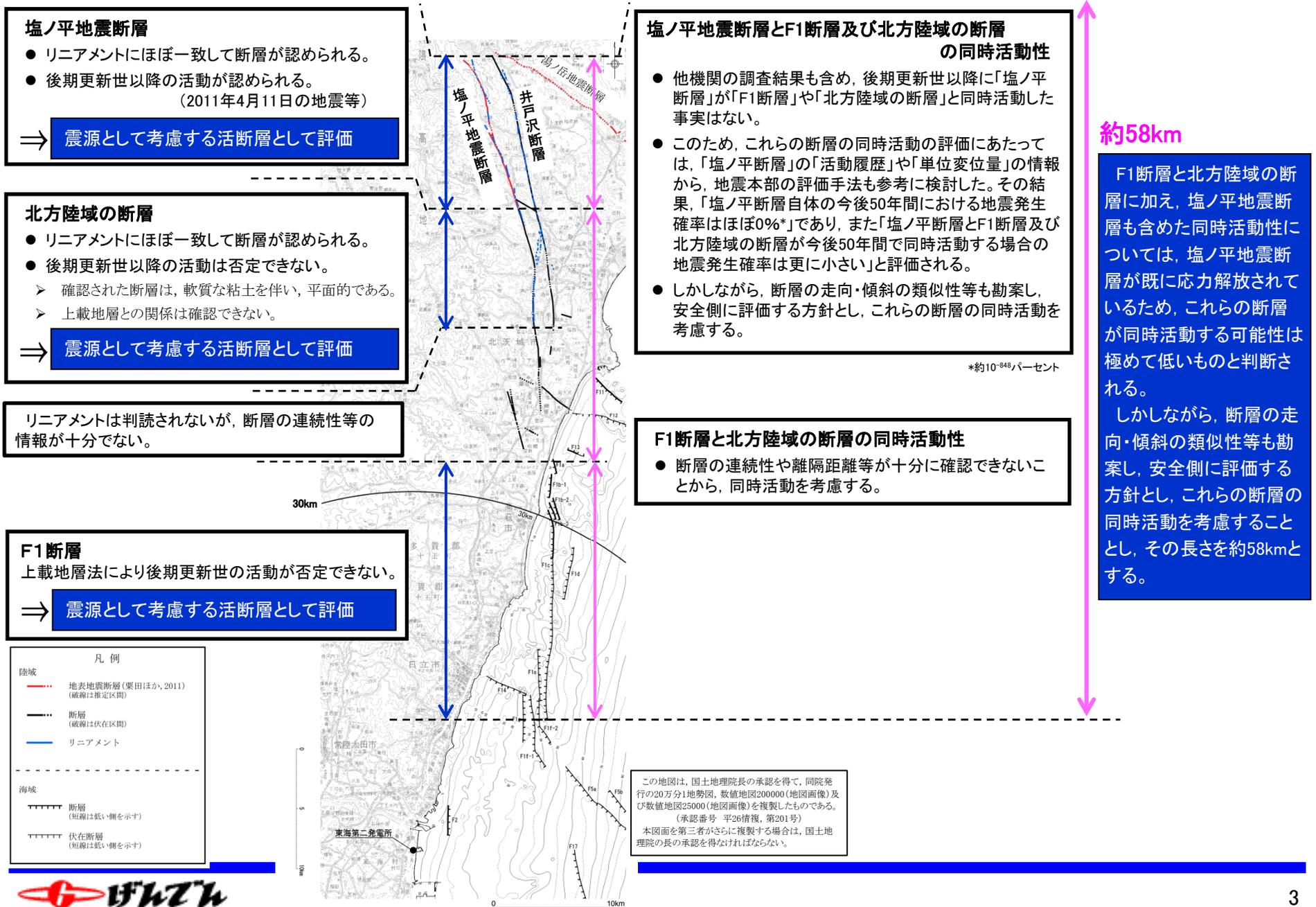
凡 例	
: 連動を考慮する断層	: 震源として考慮する活断層
: 連動を考慮する断層 (申請時 (H26.5.20) の評価から見直したもの)	: 震源として考慮する活断層 (申請時 (H26.5.20) の評価から見直したもの)

断層名	長さ(km)
① 棚倉破砕帯東縁付近の推定活断層, 棚倉破砕帯西縁断層(の一部)*の連動 <small>* 中染付近・西染付近のリニアメントを含む。</small>	42
② 関口-米平リニアメント	6
③ <small>たつわれ</small> 豎破山リニアメント	4
④ 宮田町リニアメント	1
⑤ F1断層, 北方陸域の断層の連動	44
↓	↓
⑤ F1断層, 北方陸域の断層, 塩ノ平地震断層の連動	58
⑥ F3断層, F4断層の連動	16
⑦ F8断層	26
⑧ F16断層	26
⑨ A-1背斜	20
⑩ 関谷断層	40
⑪ 関東平野北西縁断層帯	82
⑫ F11断層	5

※ 変動地形の可能性のある地形を「リニアメント」という。
断層の同時活動を考慮した場合は「連動」と記す。

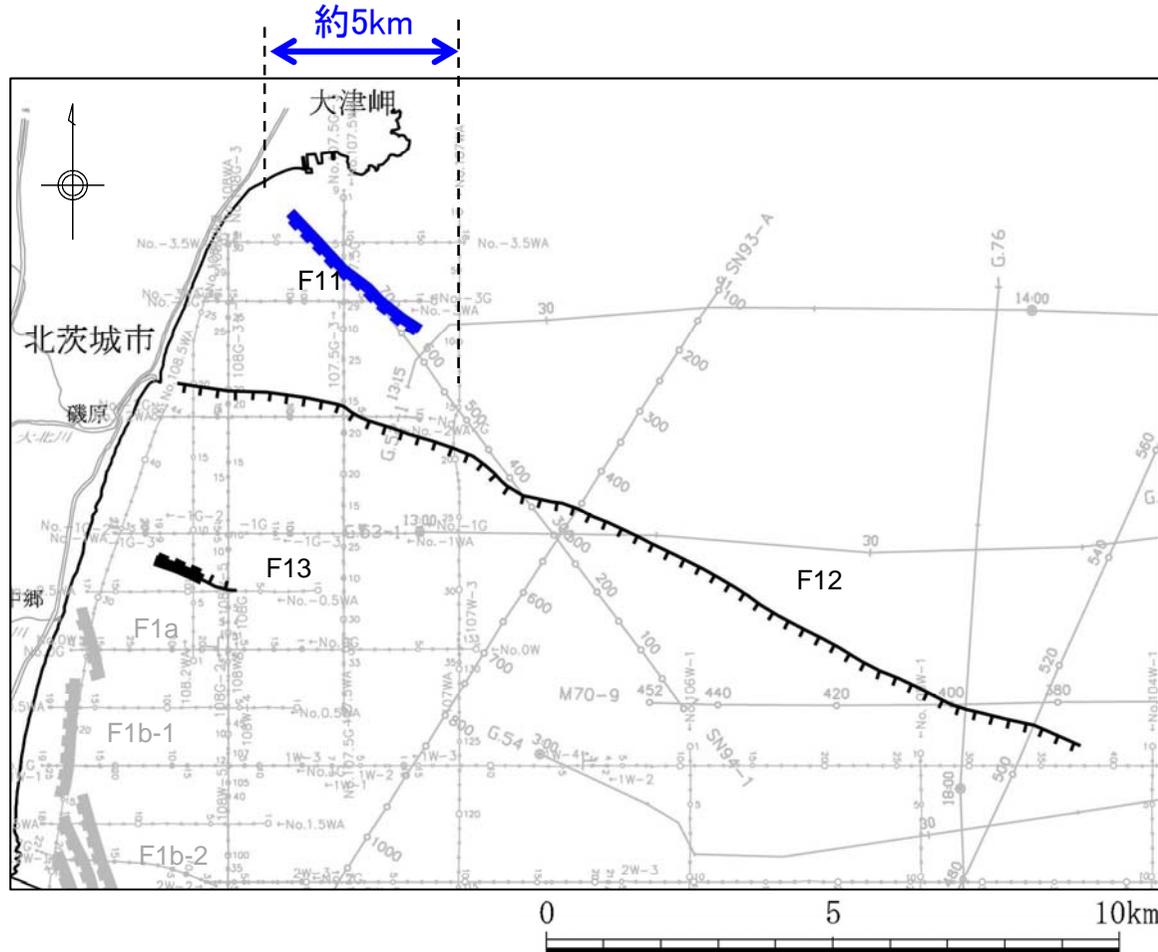
- 敷地周辺の地質・地質構造に関する調査の結果, 上記の断層を震源として考慮する活断層として評価する。
- 敷地近傍(敷地を中心とする半径約5kmの範囲)において, 震源として考慮する活断層は認められない。

東海第二発電所F1断層，北方陸域の断層及び塩ノ平地震断層の同時活動性の評価結果



東海第二発電所 海域F11, F12, F13断層の評価

震源として考慮する活断層として評価する。



凡 例

-  震源として考慮する活断層
-  後期更新世以降の活動はないものと判断される断層
-  後期更新世以降の活動はないものと判断される伏在断層

【 F11断層】

上載地層で後期更新世以降の活動が否定できない。

- ▶ F12断層と同様の走向で近接していること、陸域にリニアメントは判読されないこと等から、F12断層と活動時期が同じであると考えられる。
- ▶ しかしながら、後期更新世の地層との関係を直接確認できないことから、安全側に活動性を評価することとする。

【 F12断層】

少なくとも後期更新世以降の活動はないものと判断される。

- ▶ 鮮新世より新しい地層に変位・変形を与えていない。

【 F13断層】

少なくとも後期更新世以降の活動はないものと判断される。

- ▶ 西部では上載地層が分布しておらず、上載地層法による判断ができないものの、東部ではD1層(中新統)上部には変位・変形が認められず、F12断層とも同様の走向で近接していること、陸域にリニアメントは判読されないこと等から、F12断層と活動時期が同じであると考えられる。

【 陸域の延長部】

F11, F12, F13断層の西方陸域には、F11, F12, F13断層と調和的な活構造を指摘する文献はなく、またリニアメントも判読されない。